

平成24年度後期高齢者医療制度について

■後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を7月中旬頃送付します

■保険料の計算方法

保険料は、診療報酬改定とあわせて2年ごとに改定されます。制度開始から5年目となる平成24年度は、2回目の改定です。保険料は次のとおり計算し、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます（兵庫県内は原則均一）。

①均等割額	+	②所得割額	=	①+②
46,003円		(23年中の総所得金額等※ - 330,000円) × 9.14%		24年度保険料額（最高限度額55万円）

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。



■保険料のお支払い方法

平成24年度の保険料のお支払いは、以下の2通りです。

①年金からのお支払い（特別徴収）	特にお手続きいただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは市民課にご相談ください。
②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）	7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

■軽減措置について

所得の低い方や被扶養者だった方の保険料が軽減される場合があります。要件等がありますので、詳しくは保険証に同封していますパンフレットをご覧ください。

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは市民課にご相談ください。

■新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付します

■被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成23年中（1～12月）の所得により算出された平成24年度の住民税課税所得と平成23年（1月から7月までは平成22年）中の収入をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

また、平成24年度分からの地方税における扶養控除の見直しに伴い、一部負担金割合の計算が変更になっています。詳しくは市民課にお問い合わせください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。申請をされていない場合は、市民課に申請してください。

【問合せ】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター） ☎078-326-2021、市民課 ☎428721

平成24年度介護保険料が変更になります

65歳以上の介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、今年度は料金改定の年になります。保険料は、加西市の高齢者の数やサービスの整備状況、サービスの必要量等によって、保険料基準額を算出し、世帯の課税状況や所得等に応じて決定されます。平成24年度は、下表のとおりです。

なお、7月中旬に介護保険料決定通知書を送付しますので、同封のパンフレットもあわせてご確認ください。

■各所得段階保険料一覧（平成24～26年度）

所得段階	対象となる方	保険料率	年額	
①	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	× 0.5	29,800円	
②	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入 + 合計所得金額が80万円以下の方	× 0.625	37,200円
③		課税年金収入 + 合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	× 0.7	41,700円
		課税年金収入 + 合計所得金額が120万円を超える方	× 0.75	44,700円
④	世帯の誰かが市民税課税	本人は市民税非課税で、課税年金収入 + 合計所得金額が80万円以下の方	× 0.9	53,600円
		本人は市民税非課税で、課税年金収入 + 合計所得金額が80万円を超える方	基準額	59,600円
⑤	本人が市民税課税	合計所得金額が190万円未満の方	× 1.25	74,500円
⑥		合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	× 1.5	89,400円
⑦		合計所得金額が400万円以上の方	× 1.75	104,300円

【問合せ】 長寿介護課・介護保険係 ☎428788 FAX428955 kaigo@city.kasai.lg.jp

国民年金のお知らせ

■国民年金保険料の免除・若年者納付猶予（30歳未満）の申請受付が始まります

所得の減少や経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合、申請により下表のとおり保険料の納付が免除または猶予になる制度があります。これまで、保険料の全部または一部が免除になっていた方も、7月分以降に免除を希望するときは、改めて申請が必要です。

ただし、6月までに全額免除または若年者納付猶予の承認を受けていた方で、7月以降も免除の継続を希望された方は、日本年金機構より24年度分の審査結果が送付されます（失業等の理由で特例により承認された方や一部免除に該当された方は、継続の対象になりません）。

■免除・若年者納付猶予制度

区分	保険料納付月額	所得審査の対象
免除制度	全額免除	0円
	3/4免除	3,750円
	半額免除	7,490円
	1/4免除	11,240円
若年者納付猶予制度	0円	本人・配偶者

※ 3/4、半額、1/4免除は、保険料を納付しなければ未納扱いになります。

■免除・若年者納付猶予制度の申請

申請方法／市役所1階③番国民年金窓口で7月から申請受付を行っています

対象期間／平成24年7月～25年6月

必要な物／年金手帳または基礎年金番号通知書、印鑑、失業が理由の場合は雇用保険の「雇用保険受給資格証」または「雇用保険被保険者離職票」、平成24年1月2日以降に転入された方は「平成23年分の所得証明」

【問合せ】 市民課・市民年金係 ☎428720 FAX438045 shimin@city.kasai.lg.jp